

利用者負担額一覧表(1割対象者)

特養長楽園

令和元年10月改定

利用者負担段階		自己負担限度額(月額)		負担額計(31日) ※1			
区分	本人・世帯の収入・所得	食費	居住費		要介護区分	多床室	個室
			多床室	個室			
1	市町村民税非課税世帯 で生活保護と同等のもの	300	0	320	要介護1	30,944	40,864
					要介護2	33,284	43,204
					要介護3	35,692	45,612
					要介護4	38,032	47,952
					要介護5	40,338	50,258
2	市町村民税非課税世帯 で所得が80万円以下	390	370	420	要介護1	45,204	46,754
					要介護2	47,544	49,094
					要介護3	49,952	51,502
					要介護4	52,292	53,842
					要介護5	54,598	56,148
3	市町村民税非課税世帯 で上記以外のもの	650	370	820	要介護1	53,264	67,214
					要介護2	55,604	69,554
					要介護3	58,012	71,962
					要介護4	60,352	74,302
					要介護5	62,658	76,608
4	市町村民税課税世帯	1,392	855	1,171	要介護1	91,301	101,097
					要介護2	93,641	103,437
					要介護3	96,049	105,845
					要介護4	98,389	108,185
					要介護5	100,695	110,491

介護保険加算利用料1割負担額(1日)

日常生活継続支援加算 (介護福祉士が基準に達している)	36
栄養マネジメント加算 (栄養ケア・マネジメントを実施している)	14
夜勤職員配置加算(Ⅲ) (夜勤職員が最低基準を上回っている)	16
看護体制加算(Ⅰ) (常勤看護師が1名以上勤務している)	4
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (保険利用料合計の8.3%)※2参照	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (保険利用料合計の2.7%)※2参照	
初期加算(入所日から30日間) (30日以上入院の場合、退院後も同様)	30
外泊時費用(※月6日まで) (病院へ入院時や外泊した場合)	246
看取り介護加算(死亡日)	1,280
看取り介護加算(死亡前日、前々日)	680
看取り介護加算(死亡前4日～30日)	144
療養食加算 (医師の指示で療養食を提供する場合)	18
低栄養リスク改善加算(月)※3	300
再入所時栄養連携加算(回)※4	400

介護保険利用料1割負担額(1日)

要介護区分	多床室	個室
要介護1	559	559
要介護2	627	627
要介護3	697	697
要介護4	765	765
要介護5	832	832

※1 負担額計は、食費、居住費、介護保険利用料1割負担額、介護保険加算利用料1割額(日常生活継続支援加算、栄養マネジメント加算、夜勤職員配置加算、看護体制加算)を足して31日分を掛けた合計と介護職員処遇改善加算(1ヶ月分※2参照)を含んだ合計になります。

※2 介護職員(特定)処遇改善加算(1ヶ月の目安)

要介護区分	多床室	個室
要介護1	2,145	2,145
要介護2	2,377	2,377
要介護3	2,615	2,615
要介護4	2,847	2,847
要介護5	3,076	3,076

※3 事由発生時から6ヶ月以内の期間に限る

※4 事由発生時1回に限る